

地域で考える子どものネット利用

千葉大学教育学部長・教授 藤川 大祐

1965年、東京生まれ。教育方法学・授業実践開発を専門とし、メディアリテラシー、数学、企業との連携授業、いじめ・学級経営等を研究。2018年度～2022年度、附属中学校長併任。NPO法人全国教室ディベート連盟理事長、NPO法人企業教育研究会理事長等をつとめる。

著書『「いじめに対応できる学校」づくり』（ぎょうせい）、『教師が知らない「子どものスマホ・SNS」新常識』（教育開発研究所）、『道徳授業の迷宮～ゲーミフィケーションで脱出せよ～』（学事出版）、『道徳教育は「いじめ」をなくせるのか』（NHK出版）、『スマホ時代の親たちへ』（大空出版）、『授業づくりエンタテインメント!』（学事出版）、『教科書を飛び出した数学』（丸善出版）、『学校・家庭でできるメディアリテラシー教育』（金子書房）、『ケータイ世界の子どもたち』（講談社現代新書）他。

メディアの子どもへの影響

時間的影響

他の時間（睡眠、会話、運動、学習）等の時間が削られる
精神面の課題があると依存につながりやすい

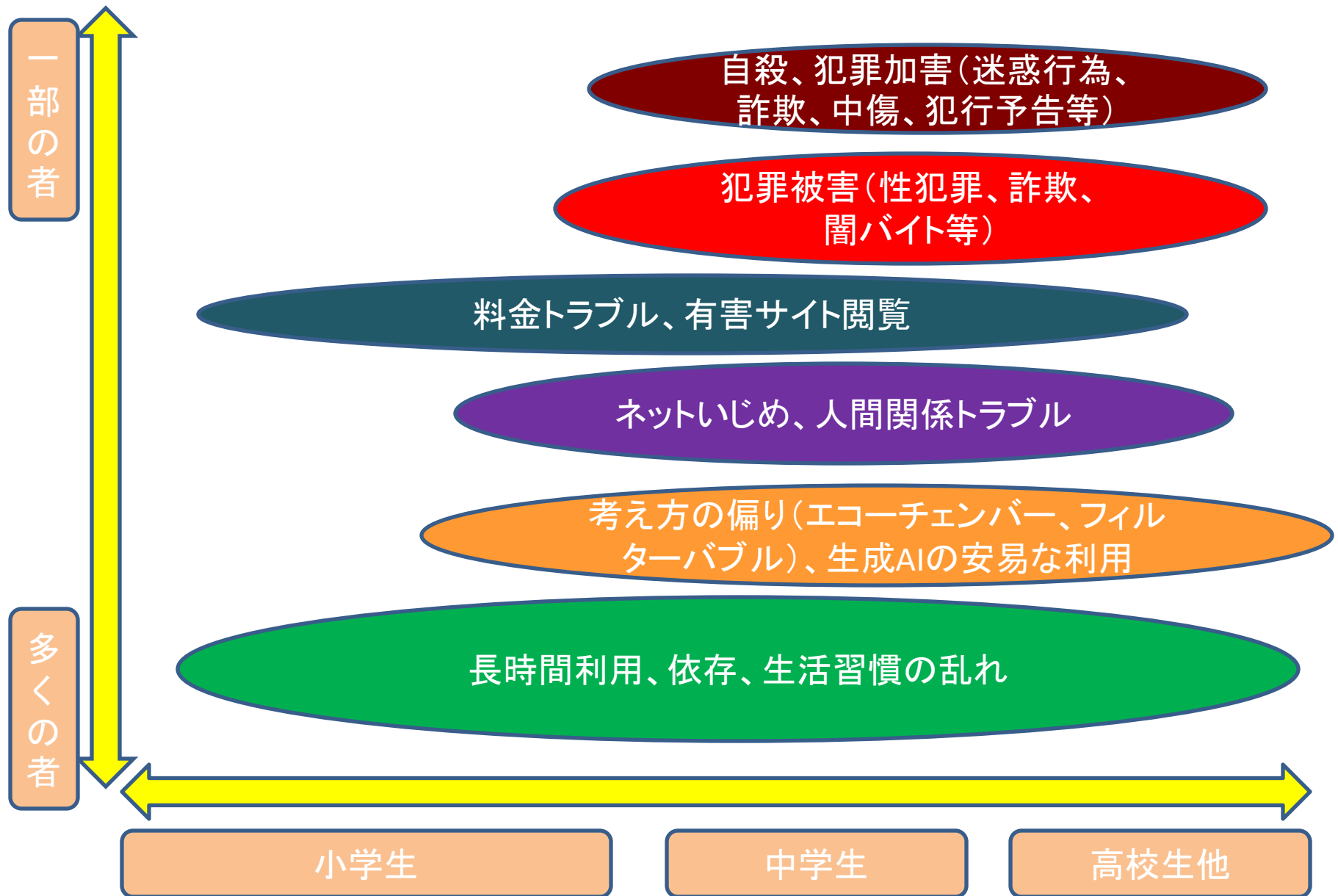
身体的影響

視力低下、腱鞘炎等
結局は時間の問題

内容的影響

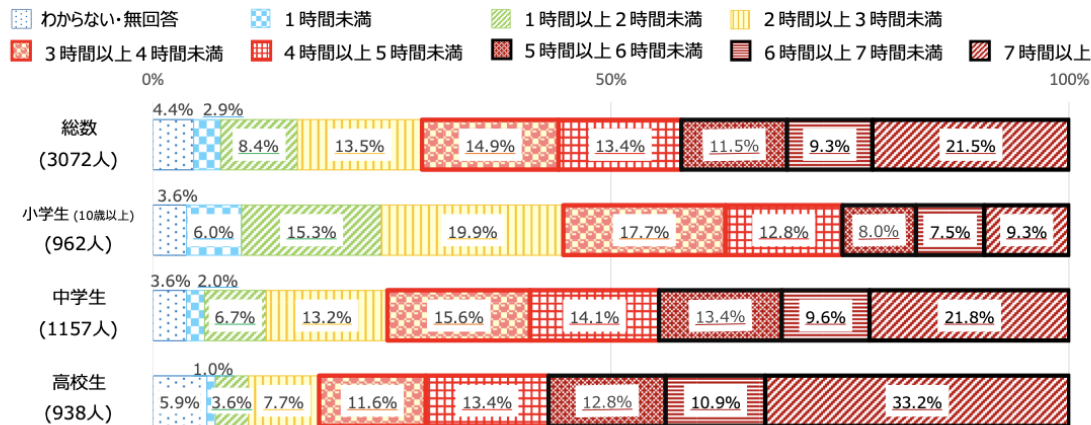
暴力表現や性表現の問題
深刻なのは、「個室」かつ「暴力肯定」

青少年のネット利用に関係する主なリスク



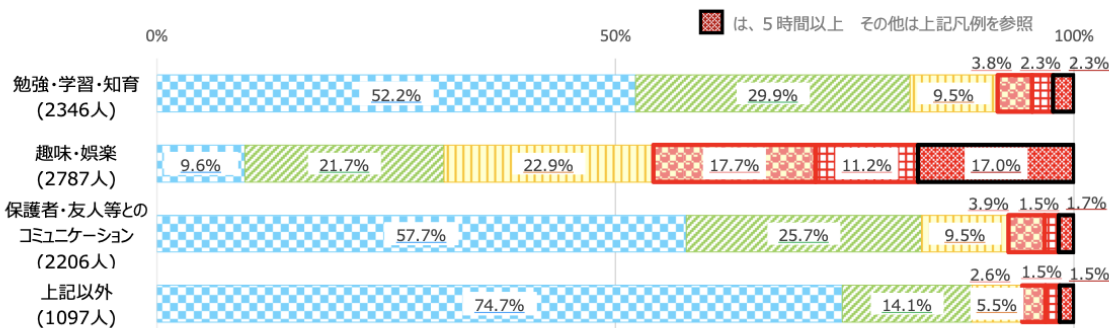
青少年のインターネット利用時間

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計／平日1日あたり）



	令和6年度			令和5年度			令和4年度		
	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合
総数	302.3分 (約5時間2分)	70.7%	42.3%	296.9分 (約4時間57分)	70.8%	40.1%	280.5分 (約4時間41分)	67.3%	37.4%
小学生	223.9分 (約3時間44分)	55.2%	24.7%	226.3分 (約3時間46分)	57.3%	24.0%	213.7分 (約3時間34分)	52.7%	24.2%
中学生	302.3分 (約5時間2分)	74.4%	44.8%	282.1分 (約4時間42分)	71.8%	39.7%	277.0分 (約4時間37分)	69.9%	36.7%
高校生	379.4分 (約6時間19分)	81.9%	56.8%	374.2分 (約6時間14分)	81.4%	54.4%	345.0分 (約5時間45分)	78.0%	50.2%

目的ごとの青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計／平日1日あたり）



	平均利用時間		
	令和6年度	令和5年度	令和4年度
勉強・学習・知育	63.2分 (約1時間3分)	62.0分 (約1時間2分)	57.8分
趣味・娯楽	180.9分 (約3時間1分)	176.7分 (約2時間57分)	168.9分 (約2時間49分)
保護者・友人等とのコミュニケーション	56.9分	55.1分	52.1分
上記以外	35.3分	39.7分	33.9分

(注1) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」「無回答」を除いて平均値を算出。(注2) 「利用機器の合計」の利用時間は、回答者が利用している各機器の利用時間を合算したものの。

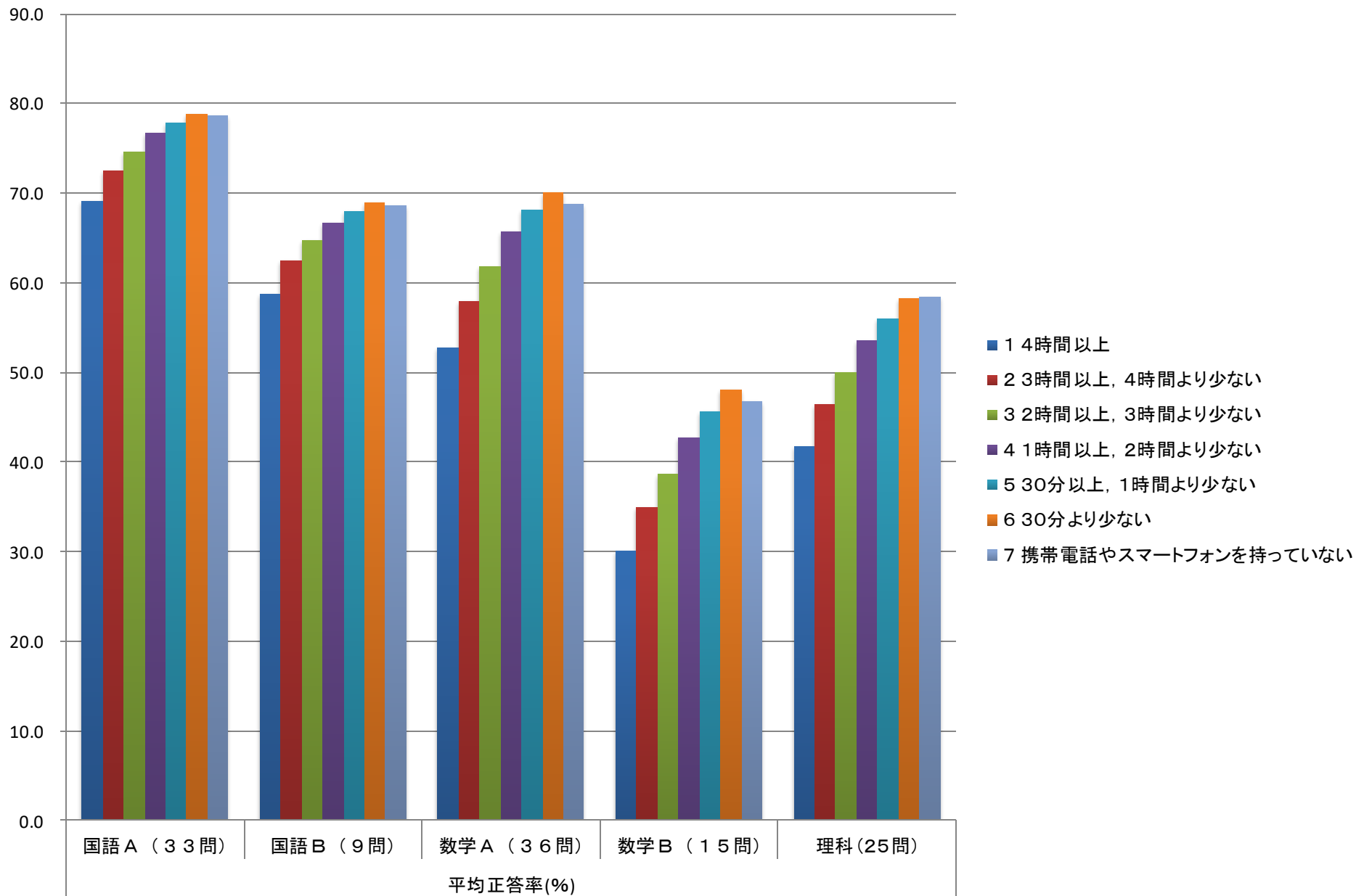
(注3) 平均利用時間・3時間以上と5時間以上の割合については、青少年に対して調査した7機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

回答数は、令和5年度 総数(3238人) 小学生(936人) 中学生(1241人) 高校生(1044人)、令和4年度 総数(3183人) 小学生(951人) 中学生(1211人) 高校生(1008人)

(注4) 参考 高校生の7時間以上33.2%の内訳は以下のとおり。7時間以上8時間未満7.5%、8時間以上9時間未満8.0%、9時間以上17.7% ※ (人)の数字は回答者数を示す。(青少年 Q4-1、Q4-2)

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果（中学校）

質問「普段（月～金曜日），1日当たりどれくらいの時間，携帯電話やスマートフォンで通話やメール，インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」と成績とのクロス集計



ネット依存、ゲーム依存について

単なる長時間利用か、依存かは、生活の質を豊かにするか否かで判断する。

- 本人がその時間を楽しいと思えるか否か（楽しさ）。
- 本人の心身の健康に、短期的／長期的にプラスあるいはマイナスの効果があるか否か（健康）。
- その時間で多くの／深い学習が行われているか否か（学習）。
- その時間で他の人との間に良好な関係が築かれているか否か（人間関係）。

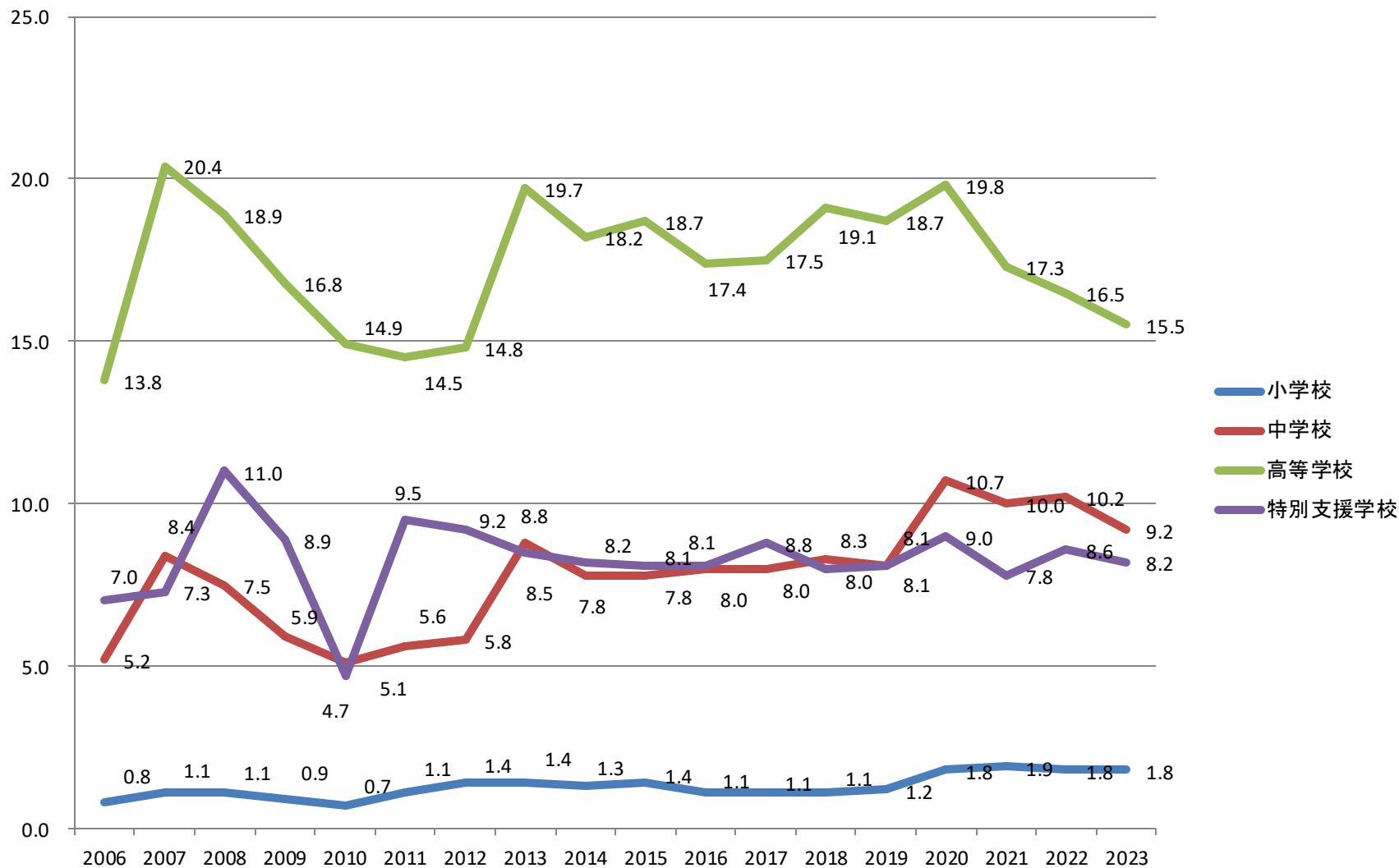
小中学生のスマホ利用は、多くの場合、生活の質を下げているのではないか？

2019年、WHOが「ゲーム障害」を疾病として認定した。

依存が先か、他の問題が先かを見極める必要がある。ゲームは逃げ場になりやすい。

スクリーンタイムやアラームで時間を意識する方法もある。

いじめ認知件数中のネットいじめの割合



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より(単位%)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm

ダブルバインド型いじめ

アプリのステータスメッセージに、誰のことかを明示せず悪口を書く。



書かれた側としては、自分のことを書かれていることがわかるが、被害を訴えれば「違うことを書いているのに、被害妄想では？」と言われてさらに傷つけられる恐れがあり、被害を訴えなければ苦痛が続く。

二重の拘束（ベイトソンの用語で「ダブルバインド」）がかけられている状況。

苦しめ

苦しむ必要はない

「いじり」や「プロレスごっこ」なども、同様のダブルバインド型いじめと言える。

こうした二重の拘束をかけること自体がひどいいじめであり、卑怯であることを、定着させていく必要がある。

無料で提供される漫画教材プロジェクト Changers

いじめや人権、話し合おう、変えていこう。



“いじり”が“いじめ”に。“ちがい”が“うざい”に。
“目立つ”が“苛立つ”になってしまったり。

本人に悪意がなくても、残念なことに無自覚に人を傷つけることは多いです。
教室や学校では「普通」のこともかもしれませんが、外から見ると「変」なことはたくさんあるから。

みんなが知らないところで、誰かが悲しむ前に。
クラスで、学校で、社会で、話し合いの場を作りたくて、
色々なテーマで「無料のマンガ教材」を創りました。

「そんなつもりはなかった」という自分だけの意見ではなく、
「そうなんだ」「こうしてみよう」という対話で、子どもだけでなく、大人も変わっていったら。

マンガ教材のダウンロード (PDF) は、各コンテンツの「詳細はコチラ」から！

[授業を行う先生へ](#)



いじめといじり、どう違う？

中学生のジュンはちょっとおとなしい性格。ふとしたことから、お笑い芸人のモノマネをするようにいじられ始める。いじりがエスカレートする中、ジュンは、いじられキャラを受け入れるか悩む…。

いじり 同調圧力
部活

詳細は
コチラ



一生懸命じゃいけないの？

学級委員長として一生懸命がんばる美月（みづき）は、ふざけるクラスメイトを強く注意したことで、皆から反感を買ってしまう。副委員長の小花田（おはなだ）は、美月とクラスメイトとの間で、自分がどうすべきか思い悩む…。

同調圧力 傍観者

詳細は
コチラ



自分のSNSなら何を書いてもいい？

サッカー部の夏の大会は、オサム（オサム）のPK失敗により終わってしまった。もやもやした気持ちを抱えるトモノリは、自分のSNSのプロフィール欄に、間接的にオサムの悪口を書き込みをした瞬間はネットいじめ SNS 傍観者 部活

詳細は
コチラ



「決めつけ」が人を傷つける？

ある日、シオリが鞆につけて



白熱するオンラインゲーム

マサルたち仲良し4人組は、オンラインゲームにハマって

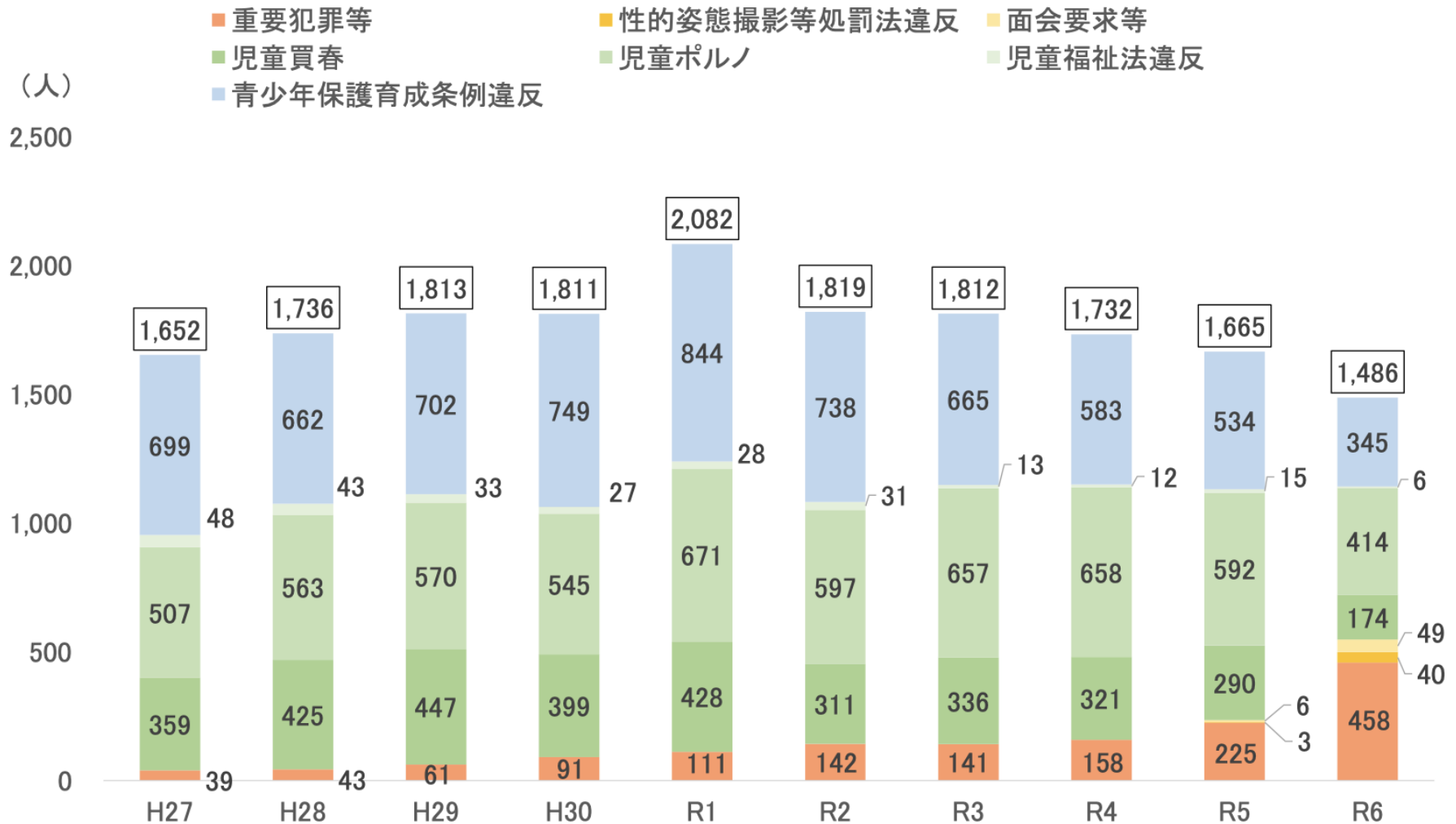


男女で遊んじゃいけないの？

小学生の美咲（みさき）は、いつも男子たちとカードゲーム

<https://wearechangers.jp>

2-5. 【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



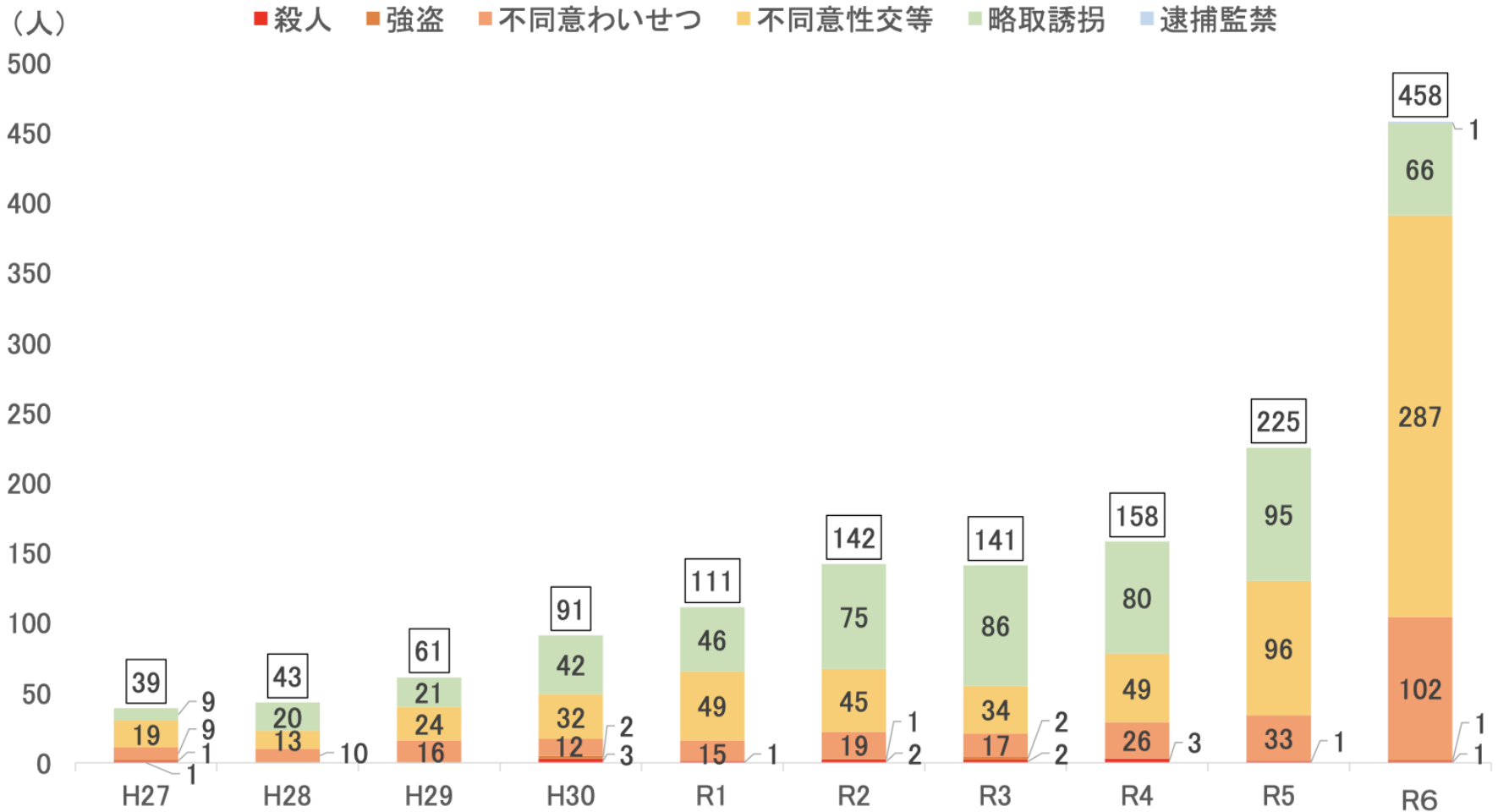
※ SNSとは、本統計では、通信(オンライン)ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

トピックス② 【SNSに起因する事犯】 重要犯罪等の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

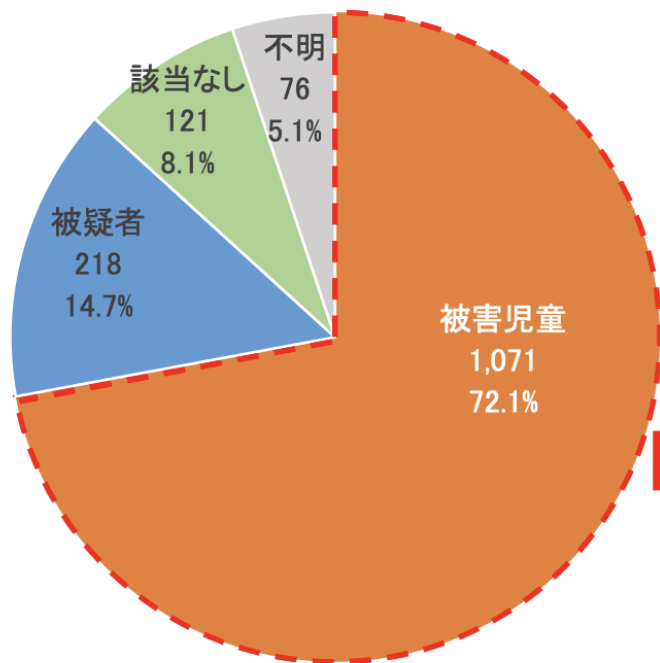
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁

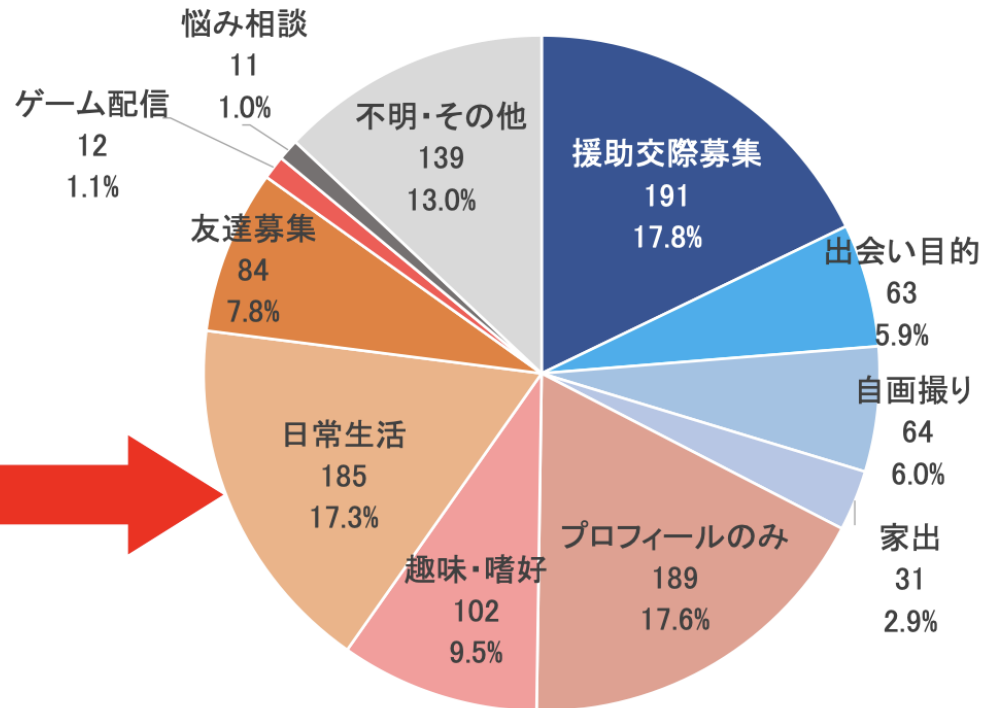
※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

トピックス③ 【SNSに起因する事犯】 最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童(1,071人)の投稿内容の内訳



- ※ 「該当なし」とは、ランダム通話等
- ※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
- ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
- ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪
- ※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和6年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約7割。その投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが約半数

青少年のネット利用に関連する法令

青少年インターネット環境整備法

18歳未満の青少年が利用する携帯電話サービスには、[フィルタリング](#)の提供が義務。ただし、保護者が不要と申し出た場合にはその限りではない。

いじめ防止対策推進法

[ネットいじめ](#)について、学校は児童生徒や保護者に啓発等の対応を行う。

児童買春・児童ポルノ防止法

[児童買春](#)（勧誘等も含む）、[児童ポルノ](#)の製造・所持・提供の禁止。罰則あり。

青少年健全育成条例（ほとんどの都道府県で同様の内容）

[深夜外出](#)、[淫行](#)を禁止。罰則あり。

出会い系サイト規制法

18歳未満の青少年の[出会い系サイト](#)利用禁止。年齢確認の義務。

不正アクセス禁止法

[パスワード](#)を盗む、[他人のアカウント](#)でネットサービスを使う等の禁止。罰則あり。

プロバイダ責任制限法

サイトで[権利侵害](#)をされた人が、プロバイダ（サイト管理者）に[情報開示請求](#)ができる。

著作権法

[他人の著作物の無断利用](#)原則禁止。違法アップロードされた音楽・動画を[ダウンロード](#)することの禁止、有料コンテンツには罰則あり。

民法

未成年による契約を保護者が[取り消し](#)可能。ただし、小遣い程度の額の場合を除く。また、未成年が成年であることを装った場合には取り消せない。

刑法

公然と事実を示し人の名誉を毀損した場合には[名誉毀損罪](#)。侮辱した場合には[侮辱罪](#)。爆破予告等は[威力業務妨害罪](#)に問われることも。

子どものSNS等被害で使われる心理テクニック

○フット・イン・ザ・ドア・テクニック

簡単なことを受け入れさせ、少しずつ要求を高くしていくテクニック。例えば、まずは顔写真、次に全身写真、その後は薄着になった写真、下着姿の写真というように、少しずつ次の段階のものを送らせる。

○返報性に訴える

人は何らかの恩恵を受けたらお返しをしなければならない気持ちになることを利用する。自分が先に恥ずかしい写真を見せたり恥ずかしい話をしたりして、相手にもお返しを求める。

○好意を示して断りにくくする

人は自分に好意を持っている人の頼みは断りにくいという心理につけこみ、「君のことがこんなに好きなんだから」と、好意を示す。

○恐怖を与えることによってコントロールする

たとえば、写真や動画を送るのを渋られたときに、突然人が変わったように怒る。

子どもの権利とネット利用

子どもの権利条約では、以下の権利が定められている。（こども基本法でも、こども施策において「こども」の基本的人権の保障や「こども」による意見表明・参画を求めている）

- 自分に影響を及ぼす事項に意見を表明する権利
- 表現の自由に関する権利
- 思想、良心及び宗教の自由に関する権利
- 結社の自由、平和的な集会の自由に関する権利
- 私生活、家族、住居もしくは通信に対して恣意的にもしくは不法に干渉されない、または名誉・信用を不法に攻撃されない権利

インターネットの利用は、上記の権利と関連していると考えられる。

他方、子どもの権利条約でも、国内外の多様な情報源から、子どもの福祉や健康のために有益な情報・資料を子どもが利用できるようにすること、有害な情報・資料から子どもを保護すべきことが定められている。

家庭でできること

フィルタリング・サービスへの加入、ペアレンタルコントロールの実施。

家庭でのルールづくり（時間、お金、トラブル対応等）、相談窓口（こたエール等）の確認。

望ましい生活習慣の維持。心身の健康の把握。

法律や最新のネットトラブルについての理解、共有。

ネットで知り合った人と会うことについての注意。

個人情報やプライバシー情報の適切な管理。

学校での取り組みの把握。担任教員等との適切なコミュニケーション。

（できれば）保護者や教員以外の大人とお子さんとの関係づくり。

問題を防ぐことと、成長を見守ることとのバランスを考えながら。